

東京都自然環境保全審議会規則（昭和四十七年東京都規則第二百七十六号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十六号）第十二条第九項の規定に基づき東京都自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第一条から第八条まで（現行のとおり）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、東京における自然の保護と回復に関する条例（昭和四十七年東京都条例第百八号）第十七条第九項の規定に基づき東京都自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条から第八条まで（略）</p>